

有機農業推進総合対策事業実施要領

制定 3 農産第 3652 号
令和 4 年 4 月 1 日
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日
農林水産省農産局長通知

第 1 趣旨

有機農業推進総合対策事業の実施に当たっては、有機農業推進総合対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3651 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 目的

本事業は、有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大や国産有機農産物等の需要喚起等の取組を支援する。

第 3 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）第 4 条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機 JAS 認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物とする。

第 4 事業の内容

本事業は次の事業から構成されるものとし、各事業の内容、補助要件、成果目標の設定、審査基準は以下に定めるとおりとする。

1 有機農業指導活動促進事業

別紙Ⅰに定めるとおりとする。

2 有機農業新規参入者技術習得支援事業

別紙Ⅱに定めるとおりとする。

3 有機農産物安定供給体制構築事業

（1）オーガニック産地育成事業

別紙Ⅲに定めるとおりとする。

(2) オーガニックプロデューサー支援事業

別紙Ⅳに定めるとおりとする

4 有機加工食品原料国産化支援事業

別紙Ⅴに定めるとおりとする。

5 国産有機農産物等需要拡大支援事業

別紙Ⅵに定めるとおりとする。

第5 事業実施主体の要件

本事業を構成する事業の実施主体は、別紙Ⅰから別紙Ⅵまでに定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第6 補助対象経費

- 1 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。

事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、ほかの事業等と区別し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。

- 2 次の取組は補助対象とならない。

(1) 事業実施主体が自力若しくはほかの助成により実施し、又は既に実施を完了した取組

(2) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

(3) 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費

(4) 販売促進のための新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告

- 3 補助金の返還

農林水産省は、次に抱える事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由もなく、かつ、改善の見込みもないと認めるときには、補助金の一部

の減額若しくは交付決定の取消し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

- (1) 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 事業成果の評価等の報告を怠った場合
- (3) 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

第7 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4第2項の規定に基づき事業実施計画を作成するものとする。

なお、事業実施計画に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの（内容の変更がないものに限る。）は、その添付を省略できるものとする。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の新設又は廃止

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増

エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減

2 事業の交付決定及び事業着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長又は地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとし、かつ、交付等要綱第6第1項の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

- (3) 農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体が(1)のただし書の規定に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後に

においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の結果、成果等の事業実施状況に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までに別記様式第2号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 農産局長又は地方農政局長等は、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、自ら事業実施結果の評価を行い、その報告（以下「評価報告」という。）を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに別記様式第3号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は前項により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて遅滞なく点検・評価を行い、農産局長に報告するものとする。
- 3 農産局長は、第1項の規定により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて、前項の規定により報告を受けた地方農政局長等の点検・評価結果と併せて、遅滞なく点検・評価を行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 農産局長は、前各項の規定により提出を受けた評価報告の内容について、外部有識者及び関係部局で構成する検討会（以下「評価検討委員会」という。）を開催し、その評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たっては、評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ、事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 農産局長及び地方農政局長等は、評価結果について、別記様式第4号に取りまとめ、速やかに公表するものとする。
- 6 第4第3項（1）の事業にあつては、成果目標が達成されていないと判断される場合、農産局長又は地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- （1）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- （2）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じてい

る場合

- 7 農産局長又は地方農政局長等は、前項に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体に対し、再度評価報告を提出させるものとする。
- 8 地方農政局長等は、第6項の規定により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

第10 推進指導

国は、本事業の効果的かつ効率的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第11 その他不正行為に対する措置

農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別紙Ⅰ 有機農業指導活動促進事業

第1 事業の内容

有機農業に取り組む農業者の技術習得を促進するため、有機農業の栽培技術指導を広域的に行う民間団体等が、有機農業に取り組む農業者等に対して行う現地指導や研修会の開催、技術指導に必要な資材の作成や研修場の設置等を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとし、（１）は必須、（２）から（４）までのうち１つ以上の、計２つ以上の取組を行うこととする。

（１）指導活動全般に関する検討

効率的かつ効果的な事業推進に向けた検討や会計処理のルール等の確認、技術指導等に必要な資料の作成その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、調整・検討の取組。

（２）現地指導

希望する農業者等の要望に応じて、有機農業に関する指導者を派遣し、農業者の有機農業に関する技術を習得させるための現地指導、当該指導に必要な資料の作成等の取組。

（３）研修会開催

有機農業に関する技術習得に必要な研修会の開催や実証ほ・採種場の設置などの体制整備、研修カリキュラムの作成等の取組。

（４）有機農業に関する教育カリキュラムの策定

農業高校や農業大学校において、有機農業に関する指導者を招へいし、生徒への技術習得の研修会の開催や実証ほ・採種場の設置などの体制整備、有機農業の技術習得につながる教育カリキュラムの作成等の取組。

第3 補助要件

事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

（１）再現性があり、生産性の高い有機農業の技術について十分な知見を有していること。

（２）都道府県域を越える範囲で広域的に有機農業技術の指導活動を行う、又は農業者等に対する研修を開催することが可能な体制を有していること。

第4 成果目標の設定

成果目標は、以下の（１）又は（２）のいずれかを選択するものとし、目標年度は令和6年度とする。

（１）複数の都道府県において、有機農業の技術指導を5回以上実施。

（２）複数の都道府県において、有機農業の技術指導を50人以上に対して実施。

第5 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 有機農業の推進に関する業務経験を有する者が参画しているか。
- イ 都道府県域を越えた有機農業の広域的な地域の複数の農業者を対象とする技術指導の経験を有した者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業者等への指導内容が具体的な計画になっているか。
- イ 都道府県域を越えた有機農業の広域的な地域の複数の農業者へ技術指導を行う計画になっているか。
- ウ 技術指導の計画対象に新たに有機農業に取り組む農業者（取組を開始して3年以内）が含まれているか。

別紙Ⅱ 有機農業新規参入者技術習得支援事業

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である又は今後取り組むことを予定しているものをいう。以下別紙Ⅱにおいて同じ。）が、有機 JAS の制度や技術的基準、品目別の有機農業の栽培技術等を習得するため、有機 JAS に関する研修や初回のは場実地検査（以下「有機 JAS は場実地検査」という。）の受講・受検及び品目別の有機農業の栽培技術を習得する講習会の開催を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検の支援

本事業の支援対象となる農業者（以下「支援対象者」という。）に対し、有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS は場実地検査の受検の機会を提供するため、（2）により必要な経費を支援するものとする。

（2）品目別技術習得講習会の開催

新たに有機農業に取り組む農業者を対象にした栽培技術講習会を開催する。講習会は、複数の品目を対象とし複数回開催するものとし、生産現場における取組事例を紹介するのみならず、新たに有機農業に取り組む農業者が科学的・経営的視点が得られる様なものであること、また有機農業者に対する指導人材（有機農業指導員等）等も参加が可能となるよう開催形式、開催時期や開催場所、内容等を工夫したものとする。

（3）有機農業に関する経営データの収集・取りまとめ

新たに有機農業に取り組む農業者の経営向上のため、全国において有機農業に取り組む農業者の経営に関する指標の調査及び取りまとめを実施する。経営に関する指標は、複数の品目、産地及び経営構造を対象とし、それぞれの品目等での比較を可能とするよう工夫したものとする。また、取りまとめたデータを基に（2）で取り組む講習会で使用できる資料とする。

（4）受講・受検の成果のフォローアップ

支援対象者の研修等の受講・受検の成果を把握するため、有機 JAS の制度等及び有機 JAS は場実地検査に関する理解度並びに有機 JAS 認証取得に向けた取組状況を把握するアンケート調査等を行うものとする。

（5）事業リーフレットの作成及び支援希望者の募集

（1）の支援や（2）の講習会への参加を希望する者を募集するため、本事業の支援内容や手続等を説明するリーフレットの作成、事業説明会の開催、インターネット、SNS 等を活用した告知や希望者の募集を行うものとする。

第3 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検に係る経費の支援

第2（1）の支援は、次のとおりとする。

（1）支援対象者の要件

支援対象者は、以下のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である若しくは今後取り組むことを予定していること。
- イ 過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。
- ウ 本事業終了後、有機 JAS 認証を取得する意向があること。
- エ 第2(4)のアンケート調査や、事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

(2) 補助対象経費及び上限額

支援対象者の補助対象経費及び上限額は、以下のア及びイとする。なお、他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組は補助対象としない。

- ア 有機 JAS 講習会の補助対象経費は、講習会受講料（教材費を含む。）の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり 30,000 円とする。交通費、宿泊費は対象外とする。
- イ 有機 JAS ほ場実地検査の補助対象経費は、検査料（検査員の交通費を含む。宿泊費は支援対象としない。）の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり 90,000 円とする。

(3) 支援対象者の数

有機 JAS 講習会の受講者 30 名、有機 JAS ほ場実地検査の受検者 30 名を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

(4) 手続の流れ

支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

ア 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別記様式第6号により農産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

イ 支援対象者の公募及び採択

(ア) 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別記様式第7号により取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

ウ 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

(ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者から(ア)の報告があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

エ 支援対象者の進捗状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

オ 支援対象者の認証取得状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況（未取得の場合

にはその理由)を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和10年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6月末までに有機JAS認証の取得状況について報告させるものとする。

第4 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守するための規定や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 第2に掲げる取組内容のうち(1)、(4)及び(5)は必須の取組とする。

イ 中立・公正な立場で全国各地の農業者に支援を行うこと。

ウ 支援対象者の有機JAS認証の取得状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から令和10年度まで、毎年度、農産局長に報告すること。

第5 成果目標の設定

本事業の成果目標は、事業説明会の開催やインターネット、SNS等を活用した告知等を10回以上実施するものとし、目標年度は令和6年度とする。

第6 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 全国の新規就農者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。

イ 全国の有機農業者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。

ウ インターネットを通じた募集等の業務を行っている者が参画しているか。

エ 有機JAS制度に関する知見を有する者が参画しているか。

オ 事業終了後の支援対象者へのフォローアップ体制があるか。

(2) 取組の高度化

ア 農業者との申請や交付に係る手続方法が書類の簡素化に資する計画となっているか。

イ 事業終了後のフォローアップの方法が具体的な計画になっているか。

ウ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが3つ以上あるか。

別紙Ⅲ オーガニック産地育成事業

第1 事業の内容

有機食品市場が拡大する中、新たに有機農業に取り組もうとする農業者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、農業者だけでは十分な販路の確保が難しいことを踏まえ、このような農業者が地域において地方自治体や関係者と連携し、栽培技術や経営力の向上や新たな販路の確保に向けた取組を実施できる環境を整備することで、新たに有機農業に取り組む農業者をより多く受け入れられる拠点的な産地を育成するものとする。

第2 支援内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

(2) 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、新たに有機農業に取り組む農業者の技術力や経営力の向上に資するよう留意するものとする。

ア 研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

イ 新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質、生産性、環境負荷等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

ウ 労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術の導入等による、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による講習会等の開催

エ 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記アからウまでの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

オ 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

カ 新たに有機農業に取り組む農業者の土づくり技術実証

新たに有機農業に取り組む農業者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

キ 成果報告会等

上記アからカまでの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

(3) 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

ア 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

イ 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

ウ 需要調査

実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査

エ 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に係る場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

オ 加工品の試作開発

販路開拓に必要となる加工品の試作開発

カ 学校給食等での利用拡大

協議会に参画する地方自治体管内の学校給食等で利用する有機農産物等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

第3 要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 令和5年度に本事業に取り組んだ協議会であって、その構成員に以下のアからウまでの者が全て参画していること。

ア 有機農業の取組拡大を検討・計画している地方自治体の職員。

イ 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、新たに有機農業に取り組む農業者（新規就農者又は転換者）を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等（以下「団体等」という。）を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たさなくなった場合は、新たに有機農業に取り組む農業者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

ウ 上記ア及びイの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの者。

（2）補助要件

ア 第2の（1）の取組は、必ず実施すること。

イ 第2の（2）の取組を行う場合は、（2）アからキまでの中から2項目以上を、第2の（3）の取組を行う場合は、（3）アからカまでの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

ただし、みどりの食料システム推進交付金の各事業と連携した取組を計画・実施している場合には、同交付金の事業において取り組む項目と併せ上記要件を満たすこと。

（3）個別の取組項目の実施要件

本事業の第2に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 第2の（2）カの取組を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

（ア）実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、新たに有機農業に取り組む農業者の経営するほ場に限定するとともに、新たに有機農業に取り組む農業者は、熟練有機農業者や学識経験者、有機農業指導員等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業及び同種の国の事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同じの者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

（イ）ほ場で利用する堆肥等は、有機 JAS 規格別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。

イ 第2の（2）エ、（3）ア及びウの取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

（4）その他の要件

ア 本事業の事業実施主体は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け生産第2170号農林水産省生産局長通知）を確認の上、同規範別のチェックシート（農業 事業者団体向け）を有

機農業推進総合対策事業交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3651号農林水産事務次官依命通知）第17に定める実績報告（以下「実績報告」という。）の期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）宛てに提出するものとする。

イ 農業生産工程管理（GAP）の導入

事業実施主体は、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に沿った農業生産工程管理をより多くの農業者が導入するよう努めるものとする。

ウ 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

本事業の事業実施主体及び事業の受益者は、経営の安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めること。

エ 次の取組は、補助対象としない。

（ア）事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組

（イ）国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

（ウ）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（エ）事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

（オ）その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費

（カ）特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながるPR活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組

（キ）農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

（5）補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

第4 成果目標の設定

本事業の成果目標は、以下のア及びイの両方とし、目標年度は令和9年度とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

（1） 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数 事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上増加

（2） 新たに有機JAS認証を取得した農業者数

事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の 10%以上増加

(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の 10%以上とする。)

(3) 国際水準の有機農業の取組面積

(4) 有機農産物等の出荷量

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体又は民間企業又は団体等の制度若しくは仕組みで確認されている又は③有機農業指導員等により確認されているものとする。

第5 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 有機農業の取組の波及性

ア 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか、又は複数の市町村が含まれているか。

イ 協議会の構成員に都道府県又は複数の市町村を管轄する都道府県関連機関や農業団体等が含まれているか。

ウ 協議会の構成員に新たに有機農業に取り組む農業者が2名以上含まれているか。

エ 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。

オ 第2の事業の取組内容のうち(2)キの成果報告会等を行う計画となっているか。

(2) 有機農業の取組の高度化

ア 第2の事業の取組内容のうち(2)の栽培技術力・経営力向上のための取組及び(3)の安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。

イ 第2の事業の取組内容のうち(2)の栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んでいるか。

ウ 第2の事業の取組内容のうち(3)の安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。

エ 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。

オ 第2の事業の取組内容のうち(2)オの経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機 JAS 認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。

第6 その他

本事業の支援について、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは、原則3年までとする。ただし、当該事業実施主体が取組を実施する地域の範囲を拡大し、かつ、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

別紙Ⅳ オーガニックプロデューサー支援事業

第1 事業の内容

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進する拠点的な産地（以下「実践拠点」という。）を育成するため、産地における販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案し、助言を行うオーガニックプロデューサーを派遣する取組等を支援する。

第2 オーガニックプロデューサーの役割及び要件

（1）オーガニックプロデューサーの役割

オーガニックプロデューサーは、実践拠点に対して、有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）の提案や助言、実践拠点の農業者と実需者との円滑なマッチングの促進を行い、実践拠点におけるビジネス拡大を促進する。

（2）オーガニックプロデューサーの要件

オーガニックプロデューサーは、次のア及びイに該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

ア 実践拠点における有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）を企画・提案し、助言ができる者

イ 次の（ア）から（エ）までのうち1つ以上に該当する者

（ア）地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

（イ）実践拠点において有機農業技術を指導する意欲及び能力を有する者

（ウ）実践拠点に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者

（エ）その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

第3 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。なお本検討会は、（3）の会議と同時に開催することも可とする。

（2）オーガニックプロデューサーの派遣

第2（1）に定めるオーガニックプロデューサーの役割を踏まえ、第2（2）に定める要件を満たす者の中から、本事業の成果目標達成に必要な者をオーガニックプロデューサーとしてあらかじめ選定する。実践拠点及びみどりの食料システム戦略推進交付金「有機農業産地づくり推進」事業に取り組む地域（以下「実践拠点等」という。）からの要望に応じて、オーガニックプロデューサーを派遣（全国

10地域以上に派遣することを想定。)し、実践拠点等で生産する有機農産物等及びその加工品の販売戦略(販路拡大等の課題(農業技術・物流・販売先等)への対応を含む。)を企画・提案し、助言を行う。

なお、オーガニックプロデューサーは、実践拠点等に関連する地域(有機農産物等を加工する企業の存する地域等)への訪問に際し実需者(本事業関係者やオーガニックプロデューサーと同一の組織に属する者は含まない。)を招へいすること、又は首都圏や関西圏若しくはオンライン上において実践拠点等の農業者や関係者が出展するビジネス商談会での商談等をサポートすることにより、実践拠点等の農業者、実践拠点等で生産される有機農産物等及びその加工品を製造・販売する者と実需者とのマッチングや商談を促す(全国3地域以上を対象とした取組を想定)。

(3) オーガニックプロデューサー会議の開催

複数のオーガニックプロデューサーの間で、個々の実践拠点等の販路拡大等の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けた対応方針を協議するため、オーガニックプロデューサー会議を適時に開催する。なお、本会議には、オーガニックプロデューサー以外に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいできるものとする。

(4) 有機農業の推進に関心を持つ自治体等を参集した会議の開催

オーガニックプロデューサーに加え、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に参加している自治体や、実践拠点に関わる自治体、みどりの食料システム戦略推進交付金「有機農業産地づくり推進」事業に関わる自治体等を参集し、有機農業関連の取組に関する情報共有等を行うセミナー等を開催する。

(5) 成果の普及

(2)から(4)までの成果を普及するための報告書を取りまとめ、その内容を広く紹介する。

第4 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 理事又は事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

第3に掲げる取組を全て行うこと。

第5 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までとし、目標年度は令和6年度とする。

- (1) オーガニックプロデューサーを派遣する全ての実践拠点等で、有機農産物等及びその加工品の販売戦略(販路拡大等の課題への対応を含む。)の提案を行い、1実践拠点等当たりの平均提案件数を10件以上とすること。

- (2) オーガニックプロデューサーの派遣地区及びマッチングや商談を促す取組の対象地区の累計を 13 地区以上とすること。
- (3) 第 3 (4) のセミナー等への参加自治体数 40 以上

第 6 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、3 種類以上の業種の者が参画しているか。
- イ オーガニックプロデューサーの選定方法や基準について具体的な計画を策定しているか。
- ウ 農業技術、物流、販売先等、複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。
- エ 農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む）の提案等を行うコンサルティング業務の経験を有する者が 2 者以上参画しているか。
- オ 有機農産物等の商談業務の経験を有する者が 2 者以上参画しているか。

(2) 取組の高度化

- ア オーガニックプロデューサー会議の開催時期や内容が、オーガニックプロデューサーの派遣時期等を踏まえ、具体的な計画になっているか。
- イ オーガニックプロデューサー会議に有機農業やその関連業界に知見を有する者が参画する計画になっているか。
- ウ 複数のオーガニックプロデューサーが共同で実践拠点等を複数回訪問する計画になっているか。
- エ オーガニックプロデューサーの派遣地区及びマッチングや商談を促す取組の対象地区の累計が 13 地区以上か。
- オ 第 2 (4) のセミナー等に 40 自治体以上を参集する計画となっているか。

第 7 その他

本事業の事業実施主体は事業終了後についても、オーガニックプロデューサーの派遣を行った実践拠点等に対するフォローアップに努めることとする。

別紙Ⅴ 有機加工食品原料国産化支援事業

第1 事業の内容

有機加工食品の国産原料の拡大を推進するため、生産者と連携して国産有機加工食品（主原料の5割以上が国産原料のものをいう。以下同じ。）の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業推進に関する検討

本事業の進め方、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

（2）国産有機加工食品原料産地調整・共同調達実証

国産有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、以下の取組を実施する。

ア 流通加工事業者の需要の取りまとめ

流通加工事業者の国産有機加工食品原料の使用量を把握するための需要の取りまとめ

イ 作付計画の調整

アに基づき、安定供給に向けた産地との作付計画の調整

ウ 収穫調製施設の共同利用等の共同調達実証の実施

ア及びイに基づいて生産された国産有機加工食品原料の収穫調製に必要な共同利用施設の借上げや共同配送の調整などのモデル的な取組

エ 国産有機加工食品の試作品開発

ア及びイにより生産される品目の国産有機加工食品の試作品の開発

オ その他

その他国産有機加工食品原料の生産・取扱い拡大に繋がるモデル的な取組の実施

（3）事業者向けセミナー等の開催

国産有機加工食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解増進のため流通・加工等の事業者に対して行う以下の取組を実施する。

ア 有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例紹介

有機加工食品における原材料の分別管理方法等のJAS規格に係る説明、6次産業化や農商工等連携の取組を通じた国産有機加工食品の製造事例等を紹介するセミナーの開催

イ 流通効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣

現場の先進的な取組の横展開を推進するため、共同配送等による流通効率化に向けた事例を紹介するセミナーの開催や、流通効率化の提案・助言を行う専門家の派遣

ウ 事業者向け情報の発信

有機農産物の品質や利用方法等に係る事業者向け情報やマーケットの動向等の情報の発信

(4) 産地と事業者のマッチングの推進

有機農産物の取引を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者とのマッチングを促進する商談会を開催する。商談会では、事業者や農業者が各々の取組を紹介できる場や機会を設けるなど、マッチングが効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

第3 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 事業を実施する協議会や法人等の構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通事業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 個別の取組項目の実施要件

第2(2)エに定める取組項目の実施に当たって、食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

イ 食品加工機械の範囲

食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

(ア) 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。

(イ) 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

ウ 機械の利用条件

(ア) 有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。

(イ) アに定める利用者が共同利用するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

(イ) リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(エ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

(オ) リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。

オ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2 以内

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2 以内

第 4 成果目標の設定

本事業の成果目標は(1)から(3)までとし、目標年度は令和 6 年度とする。

(1) 第 2 (2) を実施した結果、有機加工食品原料の取扱量を拡大させた事業者数 10 以上

(2) 第 2 (3) のセミナー等への参加事業者数 50 以上

(3) 第 2 (4) のマッチング商談会の開催回数 累計 1 回以上

第 5 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通事業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3 種類上の業種の者が参画しているか。

イ 有機 JAS 検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。

ウ 流通効率化の提案・助言を行う専門家が構成員に含まれるか。

(2) 取組の高度化

ア 第 2 (2) の取組を全て実施する計画となっているか。

イ 第 2 (3) の取組を全て実施する計画となっているか。

ウ 第 2 (2) の取組に参加する事業者数が 30 以上の計画となっているか。

エ 第 2 (3) の取組に参加する事業者数が 100 以上となる計画となっているか。

オ 第 2 (4) の取組を複数回開催する計画となっているか。

別紙Ⅵ 国産有機農産物等需要拡大支援事業

第1 事業の内容

国産有機農産物等の需要を拡大し新たな市場を創出していくため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携して行う消費者の需要喚起、有機農産物等の認知度向上及び有機農業の環境保全効果の訴求に係る取組を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国産有機農産物等の消費者需要喚起のためのワークショップ等の開催

国産有機農産物等の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び生物多様性保全等 SDG s 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、これら農産物を原材料とした様々な有機加工食品の開発動向など、国内における有機農産物等の生産から流通・加工、消費までの取組等を把握できる消費者参加型のワークショップ等（セミナー、イベント企画等を含む）を開催するとともに、国産有機サポーターズ（農林水産省が事務局を務める国産有機食品（有機農畜産物及びその加工品）を取り扱う小売事業者及び飲食サービス事業者のプラットフォームのことをいう。以下同じ。）と連携して行う、各種事例の紹介などによる事業者への啓発や展示会・イベントへの出展等の取組を支援するものとする。

なお、ワークショップ等の開催に当たっては、国産有機サポーターズと連携して、消費者が国産有機食品について、見る・食べる・触れる・考える等の経験が得られる催しとして企画する、又は国産有機サポーターズ参加者が個々に行うこれらの取組を紹介する等により、国産有機農産物等や、国産有機サポーターズ等の国産有機食品を取り扱う事業者に消費者の注目や関心が高まるよう工夫するものとする。

(2) 有機農産物等の認知度向上に係る取組

有機農産物等の認知度向上のため、有機 JAS 等の表示制度に関するセミナーの開催や、児童、消費者等を対象に有機農業について学習することができる教育コンテンツの作成及び広報の取組を支援する。

(3) 有機農業の環境保全効果訴求に係る取組

生産現場での環境保全の取組や生物多様性の保全の効果など有機農業の環境保全効果を消費者に訴求するためのリーフレット、ポスター、映像等の作成や、消費者向けのセミナーの開催を支援する。

(4) 取組の情報発信

(1) から (3) までの取組に加え、国産有機サポーターズ等の国産有機食品を取り扱う小売・飲食事業者等の取組や有機農業に取り組む生産者の取組をホームページ、SNS 等を用いて広く情報発信する。

第3 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5を満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(2) 補助要件

ア 第2に掲げる取組を全て行うこと。

イ SNS やホームページ等の独自の情報発信ツールを有し、定期的に活用していること。

第4 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は令和6年度とする。

(1) 本事業に関する取組の情報発信 (SNS 等を通じた情報発信の回数) のべ50回以上

(2) 本事業で実施する有機農業に関するセミナーの受講者数及び本事業で作成する教育コンテンツの受講者数の合計 200名以上

(3) 本事業で実施する有機農業の環境保全効果を訴求するセミナーの受講者数及び本事業で作成するリーフレット等の配布者数の合計 300名以上

第5 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 過去に200名以上が参加する有機農業や有機食品をテーマとしたイベント等の開催実績がある者が構成員に含まれるか。

イ 過去に有機農業に関するリーフレット、ポスター、映像等を作成した実績がある者が構成員に含まれるか。

ウ 有機JAS検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。

エ 複数の業種(農業、販売業、食品製造業、流通業等)の者が構成員に含まれているか。

オ SNS 又はホームページ等に有機農業に関する情報に係るコンテンツ等を掲載しているか。

(2) 取組の高度化

ア 有機農業に取り組む生産者や国産有機農産物等を取り扱う事業者と共同でイベントを実施する計画となっているか。

イ 第2(1)の取組を実施するに当たって、国産有機サポーターズの個々の活動の注目度を高められる内容となっているか。

ウ 第2(2)及び(3)の取組を実施するに当たって、有機農業や有機農産物に対する関心が低い消費者層に対して効果的に情報を発信する計画となっているか。

エ 本事業で実施する有機農業に関するセミナーの受講者数及び本事業で作成する教育コンテンツの受講者数の合計が400名以上となる計画となっているか。

オ 本事業で実施する有機農業の環境保全効果を訴求するセミナーの受講者数及び本事業で作成するリーフレット等の配布者数の合計が500名以上となる計画となっているか。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者の役職氏名

令和〇年度有機農業推進総合対策事業（〇〇〇事業）交付決定前着手届

有機農業推進総合対策事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、
交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を
生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合におい
ても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わ
ないこと。

別 添

事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者の役職氏名

有機農業推進総合対策事業（〇〇〇事業）実施状況報告（令和〇年度）

有機農業推進総合対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3652 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添として、別添様式第 2－〇号（該当事業の事業実施状況報告書）を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者の役職氏名

有機農業推進総合対策事業（〇〇〇事業）の評価報告（令和〇年度）

有機農業推進総合対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3652号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添として、別記様式第3－1号（事業評価シート）を添付すること。
また、別添として別添様式第2－〇号（該当事業の事業実施状況報告書）を添付することで、別記様式第2号による実施状況報告を兼ねることができるものとする。

有機農業推進総合対策事業（〇〇〇事業）
に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の 達成状況	
成果目標の達成状況に ついての評価	
事業の実施による効果 についての評価	
事業計画の妥当性につ いての評価	
事業執行の適正性につ いての評価	

別記様式第 4 号

有機農業推進総合対策事業（〇〇〇事業）に関する事業評価票

都道府県名 市町村名					
事業実施主体名					
事業の概要					
成果目標の 具体的内容					
成果 目標 の 達成 状況	目標年度 (令和 年度)				
	目標値				
	達成率				
総合評価		A : 計画以上の成果が見られる。 B : 計画どおりの成果が見られる。 C : 計画どおりの成果が見られない。			
農林水産省 農産局長 (地方農政局長等) の意見					

(注 1) 取組別に内容を記入すること。

(注 2) その他の取組を実施した場合は、列を追加して記入すること。

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者の役職氏名

有機農業推進総合対策事業における改善計画について（○年度）

令和○年度有機農業推進総合対策事業について、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

（改善計画は、1 か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

成果目標	事業実施後の状況（実績）			改善計画	
	当初計画 策定時 （ 年）	当初目標 （ 年）	達成状況	改善計画 策定時 （ 年）	改善目標 （ 年）

（注）取組別に内容を記入すること。
（注）改善計画策定時欄に記載する数値は改善計画策定時に把握出来る直近の実績値とする。

- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

有機農業新規参入者技術習得支援事業における実施要領の（変更）承認申請に
ついて

有機農業推進総合対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3652 号農林水産
事務次官依命通知）の別紙Ⅱの第 3 の（4）アの規定に基づき、本事業の実施要領の（変
更）承認を申請する。

（注）関係書類として、（変更）承認申請する実施要領一式を添付すること。

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

有機農業新規参入者技術習得支援事業採択結果の報告について

有機農業推進総合対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3652 号農林水産事務次官依命通知）の別紙Ⅱの第 3 の（4）イ（ア）の規定に基づき、支援対象者を採択したので、（イ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、採択した支援対象者の概要（以下の内容が含まれること）が分かる書類を添付すること。

- ・申請者名（法人名、個人名）
- ・住所（市町村名まで）
- ・取組予定内容
- ・交付決定額
- ・その他必要な事項